

令和7年4月2日

課名：建築指導課  
電話：092-643-3719  
担当：武藤、田上

## 指名停止措置状況書

### 指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者：

大阪府大阪市淀川区三国本町1-12-30

日新興業株式会社

2 指名停止の期間：

令和7年4月2日 ～ 令和7年6月1日（2ヵ月間）

3 事実概要：

日新興業（株）は、建設業法施行令第1条の2に規定する金額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間に締結していたとして、近畿地方整備局から令和7年3月4日付で監督処分（営業停止10日間）を受けた。

4 指名停止の理由：

「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2第11号に該当することから、指名停止2ヵ月間とする。

【福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱 別表その2第11号該当】

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 11 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定した日から1ヵ月以上9ヵ月以内